

京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第83号）（消防局総務部消防団課）

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（以下「条例」という。）において団員の種類の区分を設けることに伴い，非常勤の消防団員に対する退職報償金について，条例に規定する基本団員としての勤務年数及び階級に応じて支給することとする必要があるため，本条例の一部を改正することとしました。

この条例は，令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第83号

京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「消防団員として」を「京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条第1号に規定する基本団員（以下「基本団員」という。）として通算」に、「勤務して」を「勤務し、」に、「勤務年数」を「基本団員としての勤務年数」に改め、同条第2項中「消防団員が、」の右に「基本団員として」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市消防団員退職報償金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した消防団員について適用し、施行日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。（退職報償金の支給の基礎となる勤務年数の算定に関する経過措置）

3 改正後の条例第2条第1項の勤務年数は、施行日前の消防団員（京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日条例第82号。以下「服務等一部改正条例」という。）による改正前の京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第1条に規定する消防団員をいう。以下同じ。）としての勤務年数と基本団員（服務等一部改正条例による改正後の京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条第1号に規定する基本団員をいう。以下同じ。）としての勤務年数を合算したものとする。

（退職報償金の支給の基礎となる階級に関する経過措置）

4 前項の規定により施行日前の消防団員としての勤務年数を算定の基礎に含む場合にあつては、改正後の条例第2条第1項の階級は、施行日前の消防団員としての階級及び基本団員としての階級を考慮して決定するものとする。

（消防局総務部消防団課）